

A decorative rectangular border with a repeating geometric pattern surrounds the text.

奈良芸術短期大学学則

奈良芸術短期大学学則

第1章 総則

(名称)

第1条 名称を奈良芸術短期大学（以下「本学」という）とする。

(目的)

第2条 本学は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法の定めるところにより、清浄な環境において、人間性の錬磨と知性の涵養に努め、一般教養及び美術に関する専門教育を施し、学生自らの人間形成を支援して、社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

(学習成果と方針)

第3条 本学の学習成果と単位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者選抜の方針は別に定め、公表するものとする。

(目的達成と評価)

第4条 本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前項の点検及び評価を行うにあたっての詳細は別に定める。

(教育内容等の改善)

第5条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための組織を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の組織については、別に定める。

(所在地)

第6条 本学は奈良県橿原市久米町222におく。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第7条 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
美術科	130名	260名

(修業年限及び在学年限)

第8条 本学の修業年限は2年とする。ただし、在学年限は4年を超えることはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第9条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第10条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで
後期 10月1日から翌年3月31日まで
(休業日)

第11条 休業日は次の通り定める。

ただし、必要に応じ、学長は休業日を臨時に変更することができる。

- 1 日曜日
- 2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 3 本学の開学記念日（5月10日）
- 4 春期休業 3月24日から4月7日まで
- 5 夏期休業 7月27日から9月5日まで
- 6 冬期休業 12月25日から翌年1月10日まで

第12条 その他、学長が必要と認めるときは臨時休業または臨時に授業を行うことができる。

第4章 入学・退学及び休学

(入学の時期)

第13条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第14条 本学に入学できる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- 1 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- 2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
- 3 外国において学校教育による12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 4 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 5 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 6 文部科学大臣の指定した者
- 7 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- 8 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第15条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて願い出なければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学の選考)

第16条 前条の出願者については、別に定めるところにより、入学者選抜の方針に基づき選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第 17 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第 18 条 入学を許可された者は、保証人を定め、指定の期日までに保証人と連署した誓約書を提出しなければならない。

2 保証人は、その学生の在学中の一切の事項について責任をもつものとする。

(転入学・再入学)

第 19 条 本学に転入学・再入学を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り、審査の上、教授会の議を経て学長は入学を許可することがある。

2 転入学・再入学に係る規定は別に定める。

(退学)

第 20 条 退学しようとする者は、本学所定の退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(休学)

第 21 条 疾病その他やむを得ない事由により、ひきつづき 3 か月以上授業に出席できない者は、医師の診断書または詳細に事由を記した本学所定の休学願を提出して、学長の許可を得て、休学することができる。

(休学期間)

第 22 条 休学の期間は、1 年を超えることはできない。

ただし、特別の事由があるときは、学長の許可を得て引き続き更に 1 年まで休学期間を延長することができる。

2 休学の期間は在学年限に算入しない。

(復学)

第 23 条 休学期間が満了した者、または休学期間中においても休学事由が消滅した者は、復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第 24 条 次の各号の 1 に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- 1 第 8 条に定める在学年限を超えた者
- 2 第 22 条第 1 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- 3 授業料その他の納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 4 入学を許可されたが在籍する意志のない者
- 5 死亡または長期間にわたり行方不明の者

(復籍)

第 25 条 前条第 1 項第 3 号により除籍された者が、復籍を希望する場合は、再入学規程に準じて学長が許可することがある。

第 5 章 教育課程

(教育課程)

第26条 本学の教育課程は、教育課程編成・実施の方針に基づき教養科目、専門科目により編成する。

2 授業科目及び単位数は別表(1)のとおりとする。

(教職課程等の授業科目)

第27条 前条に定めるものの外、教育職員免許法施行規則に定める教職に関する専門科目等を置く。

2 授業科目の種類及び単位数等は、別表(3)のとおりとする。

(授業の方法)

第28条 本学における授業は、講義、演習、実習または実技のいずれか、またはこれらの併用により行うものとする。

(履修登録)

第29条 学生は、通年開講授業科目にあつては毎学年度の開講前、各学期開講授業科目にあつては毎学期の開講前に履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、または単位を取得することはできない。

(授業期間)

第30条 1年間の授業を行う期間は、定期試験などを含め35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第31条 単位の計算は、1単位あたり45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じて次の基準による。

1 講義については、15時間をもって1単位とし、演習については30時間をもって1単位とする。

2 実験、実習及び実技については、45時間をもって1単位とする。

3 講義、演習、実習または実技のうち2以上の方法を併用し行う授業科目については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって、1単位とする。

4 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、学修の成果を評価し、所定の単位を授与することができる。

(成績の評価基準)

第32条 試験等による成績の評価は、優、良、可、不可の4段階とし、不可を不合格とする。

2 成績の評価は、次の通りとする。

成績	評価
100～80	優
79～70	良 合格
69～60	可
59～0	不可 (不合格)

(卒業要件)

第33条 学生は2年以上在学し、次の定めにしたがって合計68単位以上を修得しなければならない。

- 1 教養科目 14 単位以上
 - (1) 教養科目 A 群より 6 単位以上
 - (2) 教養科目 B 群より 4 単位以上
 - (3) 教養科目 C 群より 4 単位以上
- 2 専門科目 54 単位以上

(卒業)

第 34 条 前条の要件を満たした者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第 35 条 前条により卒業を認められた者で、学位授与の方針に示す条件を満たす者に短期大学士（美術）の学位を授与する。

(資格の取得)

第 36 条 本学において取得できる教員免許状の種類は次の通りとする。

中学校教諭二種免許状 美術

- 2 中学校教諭二種免許状（美術）を取得しようとする者は、第 33 条の規定による所定の単位を修得し、かつ別表（3）の定める授業科目及び単位を修得しなければならない。

(他の短期大学または大学における授業科目の履修等)

第 37 条 本学は、教育上有益と認めるとき、学生が他の短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位を 30 単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学または大学に留学する場合にも準用する。

(他の短期大学または大学以外の教育施設等における学修)

第 38 条 本学は教育上有益と認めるときは、他の短期大学または高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第 1 項及び第 2 項により修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 39 条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前 2 項により修得したとみなし、または与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 37 条第 1 項及び前条第 1 項の本学で修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。この場合において第 37 条第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45 単位を超えないものとする。

第 6 章 検定料、学納金その他の費用

(検定料等の金額)

第40条 本学の入学検定料、入学金、授業料等の金額は次のとおりとする。

授業料	年額	600,000円
入学金	入学時	250,000円
入学検定料		30,000円
施設設備費	入学時	180,000円
教育充実費	年額	300,000円

その他、実習料、図書館費を納入するものとする。

(授業料の納入時期)

第41条 授業料は次の2期に分けて納入するものとする。

前期	300,000円	納期	4月中
後期	300,000円	納期	9月中

(休学・退学の場合の授業料)

第42条 休学・退学の場合の授業料は別に定める。

(納入した授業料)

第43条 一旦納入した検定料、学納金は原則として返却しない。

(授業料の免除)

第44条 教授会において認めた者については、学長は授業料を減免することがある。

第7章 教職員組織

(教職員組織)

第45条 本学に学長・副学長・教授・准教授・講師・副手・事務職員その他必要な職員を置く。

(名誉教授)

第46条 本学に名誉教授を置くことができる。

2 名誉教授に関する規程は別に定める。

第8章 教授会

(教授会)

第47条 本学に重要な事項を審議するため教授会を置く。

(教授会の構成)

第48条 教授会は学長・副学長及び教授その他学長が必要と認めた本学教員を以って組織する。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、教授会に本学職員を加えることができる。

(その他)

第49条 本章の定めるものの外、教授会に関し、必要な事項は別に定める。

第9章 聴講生及び研究生

(聴講生)

第 50 条 本学の教育課程中、1 科目または数科目につき聴講を志望する者があるときは、相当の学力が有ると認められた者に対して本学教育に支障のない限りにおいて、これを許可することができる。

2 聴講生に関して必要な事項は別に定める。

(研究生)

第 51 条 本学専攻科修了者または美術系大学修了者で、主任が推薦し、特定の研究課題について研究のために指導を受けることを希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて選考の上、研究生として受け入れることができる。

2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

第 10 章 賞罰

(表彰)

第 52 条 次の各号の 1 に相当する者に対し、学長は教授会の議を経てこれを賞することができる。

1 成績特に優秀なる者

2 品行方正にして他の学生の模範となる者

(懲戒)

第 53 条 本学の学則に違反し、または学生の本分にもとる行為のあった者は、その軽重に従い、学長は教授会の議を経てこれを懲戒する。

2 懲戒手続に関する事項は、学生の懲戒の手続に関する規程をもって別に定める。

(懲戒の種類)

第 54 条 懲戒の種類は訓告、停学及び退学とする。退学は次の各号の 1 に該当する学生に対して行う。

1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

2 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

3 正当な理由がなくて出席が常でない者

4 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 11 章 図書館

(図書館)

第 55 条 本学に図書館を付設する。

2 図書館に関する規程は別に定める。

第 12 章 厚生施設

(医務室・休養室)

第 56 条 本学の職員、学生の保健医療のため、医務室・休養室を設ける。

(厚生保健)

第 57 条 厚生保健に関する規程は別に定める。

(学生寮)

第 58 条 本学に女子学生寮を置く。

2 女子学生寮に関する規則は別に定める。

第13章 専攻科

(設置)

第59条 本学に専攻科を置く。

(目的)

第60条 短期大学卒業者に対して、精深な程度において造形美術に関する事項を教授し、その研究を指導して、造形美術の専門家や作家としての能力を最大限に発揮できる人材を育成することを目的とする。

(名称、定員)

第61条 専攻科の名称及び学生定員は、次のとおりとする。

名 称	入学定員	総定員
専攻科美術専攻	20名	40名

(修業年限)

第62条 専攻科の修業年限は2年とする。

2 専攻科には、4年を超えて在学することはできない。

(入学資格)

第63条 本学の専攻科に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者で、造形美術を専攻する資質がある者とする。

- 1 短期大学を卒業した者
- 2 外国において、学校教育における14年（または15年）の課程を修了した者
- 3 その他本学において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(教育課程)

第64条 本学の専攻科において開設する授業科目の種類・単位数等は別表(2)のとおりとする。

(修了)

第65条 本学の専攻科を修了するためには、学生は2年以上在学し、別表(2)に定めるところにより、48単位以上を修得しなければならない。

2 前項に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

3 学長は修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(授業料等)

第66条 本学専攻科の授業料その他の費用は次のとおりとする。

授 業 料	年 額	600,000 円
入 学 金	入学時	70,000 円
入学検定料		20,000 円
施設設備費	入学時	30,000 円
教育充実費	年 額	100,000 円

その他、必要に応じ実習料等を納入するものとする。

(学位授与申請)

第67条 別表(2)の所定の単位を修得した者は、学位授与機構が行う学士の学位授与を申

請することができる。

(その他)

第 68 条 この章で規定するものの外、専攻科の学生について必要な事項は、本科生の規程を準用する。

付則

本学則は、橿原学院短期大学創設に伴い学則制定し、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

本学則は、第 3 条・第 5 条を改正し、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

本学則は、第 2 条を改正し、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

本学則は、第 5 条を改正し、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

本学則は、第 55 条を改正し、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

本学則は、第 30 条の一部を改正し、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

本学則は、第 30 条の一部を改正し、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

本学則は、期間付入学定員（臨時的定員）を改正し、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

本学則は、第 30 条の一部を改正し、平成元年 4 月 1 日から施行する。

本学則は、第 16 条・第 30 条の一部を改正し、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

本学則は、第 47 条の一部を改正し、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

本学則は、第 11 条・第 12 条（教育課程）を改正し、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

本学則は、第 30 条の一部を改正し、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

本学則は、第 48 条・第 50 条（専攻科）の一部を改正し、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

本学則は、第 30 条を改正し、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

本学則は、第 10 条・第 50 条・第 52 条の一部を改正し、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

本学則は、第 5 条・第 16 条の一部を改正し、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

本学則は、第 5 条を改正し、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

本学則は、第 15 条・第 18 条の一部を改正し、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

本学則は、第 30 条・第 35 条・第 52 条の一部を改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

本学則は、第 8 条・第 10 条・第 11 条の一部を改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

本学則は、第 10 条・第 16 条の一部を改正し、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

本学則は、自己点検評価により 63 か条を改正し、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

本学則は、第 13 章専攻科を改正し、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

本学則は、別表（1）、別表（3）を改正し、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

本学則は、第 31 条の一部を改正し、また第 52 条 2 項を追加と別表（1）、別表（3）を改正し、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

本学則は、別表（1）を改正し、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

本学則は、第 46 条を追加し、また第 68 条と別表（1）、別表（3）を改正し、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

授業科目及び単位数

別表(1)

群	科 目	区 分	単 位 数
教 養	日 本 文 学	選 択	2
	哲 学 概 論	選 択	2
	文 学 文 化 論	選 択	2
	漢 字 芸 術	選 択	2
	法 学 (日 本 国 憲 法)	選 択	2
	日 本 史	選 択	2
	飛 鳥 文 化 論	選 択	2
	明 日 香 学	選 択	2
	生 活 文 化 史 I	選 択	2
	生 活 文 化 史 II	選 択	2
科 目	生 物 学 概 論	選 択	2
	心 理 学	選 択	2
	キ ャ リ ア ワ ー ク	選 択	2
	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 実 践	選 択	2
	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン I	選 択	2
	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン II	選 択	2
	国 語 学 I	選 択	2
	国 語 学 II	選 択	2
	情 報 処 理	選 択	2
	未 来 デ ザ イン (地 域 連 携 授 業)	選 択	2

群	科 目	区 分	単 位 数	
教 養 科 目 B	英 語 I	選 択	2	
	英 語 II	選 択	2	
	フ ラ ン ス 語 I	選 択	2	
	フ ラ ン ス 語 II	選 択	2	
	イ タ リ ア 語	選 択	2	
	中 国 語	選 択	2	
	体 育 A	選 択	2	
	体 育 B	選 択	2	
	教 養 科 目 C	芸 術 論	選 択	2
		美 術 史 各 論	選 択	2
西 洋 美 術 史 概 説		選 択	2	
現 代 芸 術		選 択	2	
色 彩 学		選 択	2	
造 形 論		選 択	2	
美 学		選 択	2	
大 和 臨 地 研 究		選 択	2	
水 墨 画		選 択	2	
ア プ リ ケ ー シ ョ ン デ ザ イン		選 択	2	
解 剖 学	選 択	2		
美 術 概 論	選 択	2		
コ ミ ッ ク 概 論	選 択	2		

専門科目

科 目	区 分	単位数	科 目	区 分	単位数
美術理論 I	選択	3	制作演習 IV	選択	3
美術理論 II	選択	2	制作演習 V	選択	3
デッサン I	選択	2	制作実習 I	選択	3
デッサン II	選択	2	制作実習 II	選択	3
平面 I	選択	3	制作実習 III	選択	3
平面 II	選択	3	制作実習 IV	選択	3
立体 I	選択	2	制作実習 V	選択	3
立体 II	選択	3	制作実習 VI	選択	3
制作演習 I	選択	3	卒業制作	必修	3
制作演習 II	選択	3	課題制作	選択	3
制作演習 III	選択	3			

別表（2）専攻科

科 目	区 分	単位数	科 目	区 分	単位数
日本美術史	必修	4	専攻実習 I	必修	4
西洋美術史	必修	4	専攻実習 II	必修	4
美学・芸術学	必修	4	専攻実習 III	必修	4
美術教養特論 I	選択	2	専攻実習 IV	必修	4
美術教養特論 II	選択	2	実技実習 I	選択	4
専攻演習 I	選択	6	実技実習 II	選択	4
専攻演習 II	選択	6	実技実習 III	選択	3
専攻演習 III	選択	6	実技実習 IV	選択	3
実技演習 I	選択	6	実技実習 V	選択	4
実技演習 II	選択	4	実技実習 VI	選択	4
実技演習 III	選択	4	実技実習 VII	選択	3
実技演習 IV	選択	4	実技実習 VIII	選択	3
実技演習 V	選択	6	進級制作	必修	3
実技演習 VI	選択	6	修了制作	必修	3
実技演習 VII	選択	4			

別表（3）教職課程

1 教科及び教科の指導法に関する科目

・教科に関する専門的事項

科目区分	授業科目	区分	単位数
絵画（映像メディア表現を含む。）	デッサンⅠ	選択必修	4
	デッサン基礎Ⅰ	選択必修	2
	基礎描写Ⅰ	選択必修	4
	描写基礎	選択必修	2
彫刻	立体造形基礎	選択必修	2・4
デザイン（映像メディア表現を含む。）	デザイン基礎	選択必修	2・3
	デザイン基礎Ⅰ	選択必修	2
工芸	工芸基礎	必修	2
美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	美術概論（美術史を含む）	必修	2

・各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）

科目区分	授業科目	区分	単位数
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	美術科教育法（教材の活用を含む）	必修	2

※各科目区分で1単位以上、計12単位以上必修。

2 教育の基本的理解に関する科目

授業科目	区分	単位数	授業科目	区分	単位数
教育原理（教育行政及び教育課程を含む）	必修	2	教育心理学	必修	2
教師論（教育の制度と経営を含む）	必修	2	特別支援教育	必修	1

3 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

授業科目	区分	単位数	授業科目	区分	単位数
道徳教育の理論と方法	必修	1	教育におけるICT活用	必修	2
総合的な学習の時間の指導法（教育の方法と技術を含む）	必修	2	生徒指導論（進路指導を含む）	必修	2
特別活動の指導法	必修	1	教育相談（カウンセリングを含む）	必修	2

4 教育実践に関する科目

授 業 科 目	区 分	単位数	授 業 科 目	区 分	単位数
教育実習（事前・事後指導の1単位を含む）	必 修	5	教職実践演習	必 修	2

5 大学が独自に設定する科目

授 業 科 目	区 分	単位数	授 業 科 目	区 分	単位数
卒業制作	必 修	3	人権と教育	必 修	1

6 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目	授 業 科 目	区 分	単 位 数
日本国憲法	法学（日本国憲法）	必 修	2
体育	体育	必 修	2
外国語コミュニケーション	英語Ⅰ・英語Ⅱ	必 修	4
情報機器の操作	CG基礎	選択必修	いずれか2
	情報機器の操作		